

令和6年度の学級編制について

1 小学校

令和3年に改正された「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」において、小学校の学級編制の標準を、5年間かけて計画的に40人から35人に引き下げることとされた。

これにより令和6年度については、小学校第5学年の35人学級を実施する。

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
令和2年度※	35人		40人			
令和3年度	35人		40人			
令和4年度	35人			40人		
令和5年度	35人				40人	
令和6年度	35人					40人
令和7年度	35人					

※「東京都公立小学校、中学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準」（以下、「都学級編制基準」という。）に基づき、小学校第2学年の35人学級を、教員の加配により平成24年度から実施している。

2 中学校

東京都教育委員会においては、都の独自の施策として、「都学級編制基準」に基づき、中学校第1学年については35人学級の編制ができる教員加配の措置を実施することとしており、令和6年度については、29校中9校が加配の対象校となった。この内4校は35人学級を実施し、5校では40人学級を実施したうえで、ティーム・ティーチングや少人数指導を実施することとしている。

なお、中学校第2学年及び第3学年については、40人学級としている。

3 教員の欠員状況（4月17日現在）

校種 職	小学校	中学校
正規教員	0人	2人
臨時的任用教員（産育代替）	13人	0人

4 その他

令和6年5月1日現在の児童・生徒数及び学級数等については、5月開催の文教常任委員会にて改めて報告予定である。